資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十三億八千九百六十一万七百三十七円、資本準備金の額を三十三億八千九百六十一万七百三十六円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成三十年三月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成三十年四月二日

東京都中央区日本橋本町二丁目二番二号

株式会社ジーエヌアイグループ

取締役・代表執行役社長兼ＣＥＯ

イン・ルオ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十一億九千六百三十八万三千二十二円、資本準備金の額を三十八億三万七千四十円減少し、それぞれ八億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成三十年三月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成三十年四月二日

福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番

ゲンキー株式会社

代表取締役　藤永　賢一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を七百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月二日

東京都港区浜松町一丁目二九番六号

プロパティデータバンク株式会社

代表取締役　板谷　敏正

基準日設定につき通知公告

当投資法人は、平成三十年四月二十日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿上の投資主をもって、平成三十年六月十五日開催予定の臨時投資主総会における議決権を行使できる投資主と定めましたので公告します。

平成三十年四月二日

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

センコー・プライベートリート投資法人

執行役員　久保　潤

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月十七日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式及びＡ種優先株式につき、それぞれ一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月二日

神戸市灘区六甲台町一番一号

株式会社バイオパレット

代表取締役　村瀬　祥子

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月二日

札幌市白石区平和通五丁目南二番一号

横山製粉株式会社

代表取締役　横山　敏章

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月二日

埼玉県草加市両新田西町三九〇番地

大和金属工業株式会社

代表取締役　野本　一雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月二日

東京都中央区築地五丁目三番三号

株式会社アドレイ

代表取締役　工藤　昭大

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月二日

東京都江東区辰巳一丁目一番一号

エンジニアリングヒロ株式会社

代表取締役　住田　義臣

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式四千株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年五月七日までに当社にご提出ください。

平成三十年四月二日

大阪府堺市西区築港浜寺西町八番地二二号

阪口織物製造株式会社

代表取締役　福田　豊

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岡本泰子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月二日

大阪市城東区森之宮二丁目六番一一二八号

ニュージーランドブルームリミティッド

日本における代表者　岡本　泰子

限定承認公告

本籍兵庫県篠山市今田町下小野原四一〇番地、最後の住所大阪府豊中市新千里南町二丁目一番Ｂ二九―三〇四

被相続人　亡　前中しげる

右被相続人は平成三十年一月六日死亡し、その相続人は平成三十年三月十九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

神奈川県横浜市青葉区藤が丘二―三―三〇

アルス藤が丘四〇六

相続財産管理人　前中　健一

限定承認公告

本籍福岡県久留米市山本町豊田六〇六番地

四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岡本　英夫

右被相続人は平成二十九年十一月十四日死亡し、その相続人は平成三十年三月二十三日福岡家庭裁判所久留米支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

福岡県大牟田市不知火町一丁目一番二ひまわりビル四階　岡田・後藤法律事務所

相続財産管理人岡本多美子

右代理人弁護士　後藤　大地

任意清算公告

当法人は、平成三十年三月三十一日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項にて準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月二日

東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

司法書士法人新宿事務所

清算人　齋藤　禎範

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を二億四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月三日であり、社員総会の決議は平成三十年三月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月二十一日

掲載頁　四十九頁（号外第八十八号）

平成三十年四月二日

福岡市中央区天神一丁目一三番二号

市瀬一丁目宅地開発特定目的会社

取締役　吉崎　武雄

正　誤

（原稿誤り）

平成三十年三月三十日（号外第七十号）国税庁告示第一号から第三号は、目次及び本文において、削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月三十日付特第六号二二

月二日付第七四号一九二ペ

四ページ●同月三十一日付特第七号八九六ページ●四

ージ●同日付政府調達第六〇号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）